

## ケニアの元「マウマウ」メンバーによる対英補償請求訴訟

著者	津田 みわ
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
雑誌名	アフリカレポート
発行年	2009-03
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00008104">http://hdl.handle.net/2344/00008104</a>

# ケニアの 元「マウマウ」メンバーによる 対英補償請求訴訟

津田 みわ

「植民地支配の傷なお：ケニア元闘士、英を提訴へ」。2005年6月、日本の『朝日新聞』国際面にこのような見出しの記事が掲載された。

イギリスによるケニア植民地支配も末期に入った1950年代、ケニアでは「マウマウ」と呼ばれるアフリカ人反植民地運動が組織され、苛烈な武装闘争に突入した。「マウマウ」はすぐに非合法化され、圧倒的なイギリス側軍勢力の前に数年の内に軍事的な敗北を喫したが、植民地統治側に及ぼした少なくない犠牲はケニアを独立へと導く一つの背景を成した。記事は、その元「マウマウ」メンバーの生き残りが、非合法化から半世紀以上を経た2000年代中葉になって、イギリスを相手取った補償請求訴訟に動いたことを紹介したものであった。訴訟では、植民地支配下で行われた拷問について、存命の被害者10名、いずれも高齢者から成る原告団が、補償と謝罪を要求した。訴訟の相手方はイギリス政府とされた。ただし、結果からいうとこの訴訟は公判には持ち込めず、また和解に至ることもなく、結局イギリス側から何

も引き出せないまま現在に至っている。

ところが、この訴訟については別の着目すべき点がある。それは、2002年の政権交代に始まるケニア政治史の中で、この訴訟が、「マウマウ」復権を目指す活動に「単なる補償金ビジネス」との烙印を押す作用を及ぼしていった顛末である。元「マウマウ」メンバーたちはなぜ近年になってイギリスを相手取った訴訟へと動いたのか。ケニア政府の側では「マウマウ」復権問題にどう対応したのか。訴訟の過程で「復権」よりむしろ「カネ」がクローズアップされていったのはなぜだろうか。

以下、この小論では「マウマウ」闘争を概観し、イギリスおよび独立後のケニア政府の対応を振り返った後、対英補償請求訴訟が試みられた背景を整理する。その作業を通じて、公的に復権したはずの「マウマウ」が、訴訟の過程でむしろ復権とは逆行する文脈におかれていった様子を浮かび上がらせることが本稿の目的である<sup>†1</sup>。

## 1. 「マウマウ」とイギリス、独立ケニア

イギリスによるケニア植民地統治では、早くも20世紀初頭には、農耕適地を白人にのみ譲渡することが法制化され、「ホワイトハイランド」が誕生した。土地を追われたアフリカ人住民の大半は、「キクユ人」(現在の人口比ではケニア最大。ただし割合は全体の約2割にとどまる)とされた人々であり、このキクユ人を中心に組織されたのが反植民地運動、通称「マウマウ」であった。

1950年、ケニア植民地政府は「マウマウ」を非合法化し、次いで掃討のために正規軍5万人、爆撃機などを投入した。イギリス側の優勢は圧倒的であり、「マウマウ」総司令官のキマジ(Dedan Kimathi, キクユ人)も拘束されて絞首刑となり(1957年)、遺体は刑務所の敷地内に埋められて墓標さえ建てられなかった。この年、「マウマウ」は軍事的にほぼ敗北した。

長期間のゲリラ闘争、強制移住などにより耕作地を失い経済的に逼迫していた「マウマウ」メンバーたちの土地を求める要求は、1963年にケニアが独立を果たしてからも引き続き応じられないままとなった。歴代のケニア政権は、この「マウマウ」について、独立に貢献した団体としてプラスに評価することを回避したのである。

まず、初代大統領であるケニヤッタ(Jomo Kenyatta, キクユ人)は、穏健派の立場をとった人物であり、ホワイトハイランドの土地返還について元「マウマウ」メンバーとその家族を優先することは認めず、有償での土地取引を通じた返還を基本とする政策を推し進めた。植民地支配に与してきた穏健派ほか相対的に富裕な農耕民が優先さ

れる形で、旧ホワイトハイランドへの入植計画は進められた。ケニヤッタ自身、こうした政策の最大の受益者の一人であった。独立から5年経った1968年に施行された結社登録を定める法律においても、非合法結社のリストには「マウマウ」が記載された。第2代大統領に就任したモイ(Daniel arap Moi, カレンジン人)も、穏健派の一人としてケニヤッタ政権の内務大臣を務めて土地政策の実施に深く関わった人物であり、「マウマウ」のケニア独立への貢献を認めない姿勢を踏襲した。

ただし、民主化が進んだ1990年代後半になると、「マウマウ」復権を求める動きが次第に現れていった。2001年には、数名の野党議員によって、貧困に喘ぐ独立闘争の英雄などの救済用基金の設立を求める動議が国会に提出された。「マウマウ」復権の意味合いが含まれたこの動議に、他の複数の野党議員(いずれもキクユ人)も、「キマジの再埋葬が必要」などと述べて賛意を表明した。2001年にも野党議員1名(キクユ人)がキマジの遺体探しと再埋葬を国会の場で要求した。

しかし結局、モイ政権期にはケニア政府が「マウマウ」承認に転ずることはなかった。再埋葬についても内務・国家遺産省の副大臣(モイが任命するポストである)は、「囚人の遺体」の再埋葬・火葬は違法であり「キマジの遺体は刑務所から解放されることはない」と答弁し、野党議員の要求には応じなかった。結局、ケニアでは、独立以来2000年代に入るまで一貫して「マウマウ」不承認の状態が続いたのである。

## 2. 提訴へ 二つの背景

その元「マウマウ」メンバーによるイギリスを相手取った訴訟が、2000年代になってにわか

† 1 訴訟とその影響についての詳細は、津田[近刊]を参照されたい。

現実味を帯びた第一の背景が2002年末の総選挙によるキバキ(Mwai Kibaki, キクユ人)新大統領の誕生, 第二が, 在英弁護士事務所リー・デイ社(Leigh Day & Co.)のデイ(Martyn Day)という人物の登場であった。順にみていこう。

ケニア第3代大統領となったキバキの下で, 新政権は, 「マウマウ」をむしる積極的に評価する姿勢をとった。キバキの任命を受けた司法・憲法問題担当省大臣(以下, 司法大臣)ムルンギ(Kiraitu Murungi, メル人, キバキ側近)は, 就任からわずか1カ月後の2003年2月, 新政府がキマジの遺体探しと再埋葬を行う決意だと発表した。モイ政権期の内務副大臣の「囚人の再埋葬は違法」との答弁からわずか1年弱での転換だった。そして同年8月, ムルンギは, 政府が元「マウマウ」メンバーによる結社登録申請を受理する予定であると発表, ついに同月, 「マウマウ」の非合法化が50年ぶりに解除された。同年11月には, 「マウマウ退役軍人協会」(Mau Mau War Veterans' Association: MWVA)という団体が結社登録を申請し, 無事に受理された。この結社登録により, ケニア独立以来初めて, 「マウマウ」関連団体が合法的に活動することになった。

ケニア政府の姿勢転換の最大の理由は, やはり政権交代そのものにあった。キバキと, 彼を公認した新党「全国虹の連合」(National Rainbow Coalition: NARC)は, モイの長期政権を打倒する目的で, 当時の主要野党が大同団結して組織した政党であった。モイ政権期に比して与野党の布陣がほぼ入れ替わった状態であり, NARCには, モイ政権期に「マウマウ」復権を唱えていた勢力が数多く含まれていた。

また, キバキ政権は, 野党や政府内部から大きな批判を浴びつつも, 重要な閣僚や政府高官, 重要な公社団の人事などで「身内」のキクユ人,

エンブ人, メル人を偏重する姿勢を崩さなかった。「キクユ中心主義」との批判に耳を傾けようとしなかったキバキ政権が, まさにその「キクユ中心主義」の一環として手をつけた「マウマウ」復権には, そのような意味合いがあったかもしれない。元「マウマウ」メンバーたちは, こうして, 長年求めていた「承認」を, キバキ政権下でにわかに獲得したのであった。

さて, 元「マウマウ」メンバーによる復権と補償の要求は, キバキ政権の成立以前にも過去さまざまな形で行われてきたが, いずれも相手方をケニア政府やインド政府にしてきたことで不首尾に終わっていた。「マウマウ」への補償を求める動きが, イギリスを相手取った訴訟へと方向を定めた大きなきっかけとなったのが, 元「マウマウ」メンバーの団体がリー・デイ社のデイを代理人に雇ったことだった。

リー・デイ社は, 同社ウェブサイトにおいて, アスベスト被害に関する訴訟で, 南アフリカ共和国で750万ポンドの補償金取り付けに成功したなどの業績を高らかに宣伝しており, 国際的訴訟を活動の一つの柱に掲げている。そのリー・デイ社をケニアで一躍有名にしたのが, イギリスを相手取った不発弾問題に関する訴訟での勝利だった。ケニア北東部でイギリス軍が残した不発弾による被害が相次いでいるとする依頼を受けた同社は, 交渉の末, 2002年7月に和解を成立させ, イギリス国防省から裁判費用全額および総額700万ドルの補償金支払いを引き出した。補償金は同年11月半ばに原告団(228名)に支払われたが, 軽傷でも1人当たり1500ドル, 手足切断や失明では46万ドルなどと非常に高額であることが, ケニアの日刊紙などで盛んに報じられた。

元「マウマウ」メンバーの団体が, イギリスを相手取った訴訟のためにデイ弁護士の雇用へと動

き始めたのはこの不発弾訴訟の和解が成立した直後、2002年10月だった。存命の拷問被害者が原告団となり、イギリス本国においてイギリス政府を訴える必要があるとの見解を示したのはデイであり、彼はさらに「マウマウ」闘争を「戦争」とみなすと、捕虜の待遇に関するジュネーブ条約を適用できるとの判断も後に示した。こうしてリー・デイ社が依頼を受けたことにより、元「マウマウ」メンバーたちによるイギリス政府を相手取った訴訟が急速に進められていったのであった。

### 3. 復権から「補償金ビジネス」へ

元「マウマウ」メンバーによるイギリスを相手取った訴訟の試みは、ケニア独立運動への貢献の再評価につながり得たのはもちろんのこと、「マウマウ」を冷遇した歴代政権による政治・経済政策への批判を再燃させる論拠とさえなり得るものだった。しかし、その後「マウマウ」復権の動きはかえって不利な状況におかれていった。

まず、「マウマウ」復権を行ったのがキバキ政権だったことは皮肉であった。非合法化解除の政治的意図がどこにあったにせよ、「キクウびいき」の悪評に晒されていた同政権によってなされた「マウマウ」復権が、「キクウ人政権によるキクウびいきの一環」以上のものとしてケニアの広い層に受け入れられたかどうかは疑問視せざるを得ない。キバキ政権によって公式な承認を得たことにより「マウマウ」は、逆にナショナルな意味での「復権」にはほど遠い文脈に晒される。元「マウマウ」メンバーによるイギリスを相手取った訴訟が試みられた2002年から2007年は、ケニアの歴史においてはそのような時期であった。さらに、訴訟が「不発弾問題で巨額の補償金を取り付けたリー・デイ社」と組む形で進められたことにより、

「マウマウ」再評価の可能性をよそに、訴訟の争点が金銭問題に「矮小化」されやすい状況がつけられていった。

結局、対英補償請求訴訟に関するケニアでの報道のなかでは、リー・デイ社を「700万ドルの補償金を和解でイギリスから引き出した」と紹介することが常套句と化した。また、訴訟が具体化してくると、不明な団体が、日本円にして1万5000円もの高額な「原告団への登録金」を集金する事例が報道され始めた。詐欺行為だったのか、それとも仲介業のようなものであったのか詳細は不明だが、いずれにせよこうした報道が繰り返されたことにより、訴訟は「補償金ビジネス」の様相を強める結果となった。

ある一人の元「マウマウ」メンバー、あるいはその家族にとって、イギリスを相手取った訴訟は、ケニア独立への貢献を認められたいとの願いをあらゆる手段だったかもしれないし、また金銭への欲求も込められていたかもしれない。しかし、結局、元「マウマウ」メンバーたちは、この訴訟の顛末の果てに、おそらくそのどちらも得ることができなかった。カネを引き出すこともなく、ケニア史における「マウマウ」再評価や歴史の書き直しといった動きに結びつくこともなく、2009年の現在、リー・デイ社のサイトからは同訴訟に関する記述はすべて削除され、元「マウマウ」メンバーによる訴訟に関する現地報道もまた、途絶えたままとなっている。

#### 【引用文献】

津田みわ〔近刊〕「復権と『補償金ビジネス』のはざまでケニアの元『マウマウ』闘士による対英補償請求訴訟」(永原陽子編『植民地責任論 脱植民地化の比較史』青木書店)

(つだ・みわ / 新領域研究センター)